

国民年金前納割引制度(口座振替前納)



保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでお得です。

うっかり忘れて納付期限を過ぎていた、忙しくて金融機関の窓口やコンビニエンスストアで支払う時間がないという方は、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の振替方法は次から選択

- ① 2年前納(4月～翌々年3月分)
- ② 1年前納(4月～翌年3月分)
- ③ 6ヶ月前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)
- ④ 当月末振替(早割)
※本来の納付期限よりも1ヶ月早く口座より振替する方法です。
- ⑤ 翌月末振替
※保険料の割引はありません。

保険料の納付は口座振替で

令和3年度の保険料額は、令和3年2月下旬に告示される予定です。令和2年度の割引額は次のとおりですので参考にしてください。

【令和2年度の振替方法別割引額】

振替方法	正規の保険料	1回あたりの納付額	割引額
① 2年前納	397,800円	381,960円	15,840円
② 1年前納	198,480円	194,320円	4,160円
③ 6ヶ月前納	99,240円	98,110円	1,130円
④ 当月末振替	16,540円	16,490円	50円
⑤ 翌月末振替	16,540円	16,540円	なし

口座振替前納の申込期限

口座振替での令和3年度分2年前納、1年前納、6ヶ月前納(4月～9月分)の申込期限は、令和3年2月末までです。

すでに口座振替で前納の方は、再度の申込みは不要です。ただし、1年前納から2年前納への変更など、振替方法を変更する場合は、再度申込みが必要です。保険料が一部免除された方は、口座振替の前納制度はご利用いただけませんので、ご注意ください。郵送によるお申し込みの場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願いします。

口座振替に加え、現金・クレジットカード納付による2年前納が可能です

前納の各手続方法は以下のとおりです。

(1) 口座振替の場合

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関(郵便局を含む)の窓口、または年金事務所(郵送も可)へご提出ください。お申し込み期限は、毎年2月末です。

※口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。

(2) クレジットカードの場合

「国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入の上、年金事務所(郵送も可)へご提出ください。お申し込み期限は、毎年2月末です。

(3) 現金の場合

現金による2年前納をご希望される旨を年金事務所にお申し出ください。申出書をお送りいたします。お申し出後は、4月以降に納付書を発送いたします。 ☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

交付申請は

2.26金

までに商工会へ

新型コロナウイルス感染症対策に係る各種支援のお知らせ

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている村内事業者に対して、事業継続と雇用の確保を目的とした『事業継続支援』を実施します。また、同感染症の感染防止対策を推進するため『感染防止対策支援』を併せて実施します。

☎ 占冠村商工会 ☎ 56-2473

支援内容

【事業継続支援金】

- 令和2年9月から11月までの3ヶ月間の売上減少率に応じて支援金を交付。
- 減少率30%以上：20万円
- 減少率20%以上：15万円
- 減少率10%以上：8万円
- 減少率0～10%未満：4万円

【感染防止支援金】

- 村内事業者へ店内等の感染拡大防止対策(消毒液、仕切りの設置等)推進等のための支援金を交付(業種ごとに支援金額を決定)。
- 宿泊事業者：20万円
- 飲食、小売事業者：10万円
- その他事業者：5万円

交付対象者

- 主たる事業所を占冠村内に有する占冠村商工会会員(※申請と同時に入会することも可)である法人又は個人事業主(賛助会員、定款会員を除く。)であって、新型コロナウイルスの影響を受け、売上減少や事業の縮小、休業等により経営に支障を来している事業者。(※感染防止支援金にあっては、令和2年9月から令和2年11月までの3か月間、現に村内に事業所を有していた者。)
- 複数の事業を行っている事業者については、会費納入事業者の業種を助成対象とする。

申請方法

- 事業継続支援金又は感染防止支援金の交付を希望する場合は、下記の書類を用意し占冠村商工会に提出してください(書類は村ホームページ(QRコード)からダウンロードが可能です)。
- 交付希望の支援ごとに、提出する書類が異なりますのでご注意ください。



提出書類

事業継続支援金の交付を希望する場合

- ① 事業継続支援金交付申請書(別記第3号様式)
- ② 誓約書(別記第4号様式)
- ③ 売上減少を証する書類

①②③を用意し、占冠村商工会に提出してください。なお、③は同様の基準により交付される国や道の交付金決定通知等により代替可能です。

感染防止支援金の交付を希望する場合

- ① 感染防止支援金交付申請書(別記第3号様式)
- ② 誓約書(別記第4号様式)

①②を用意し、占冠村商工会に提出してください。

